

[事案 29-368] 新契約無効請求

・令和元年5月16日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 29-367] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

想定していた種類の保険ではなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年10月から同21年1月の約2年間に契約した5件の生存給付保険について、以下の理由により契約を無効にし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)以前は別の保険会社に所属していた募集人を通じて別の保険契約を締結していたが、それらの契約は、解約返戻金等が保険料額を大きくは下回らないという意味で「下りる保険」であった。
- (2)本契約についても、転職した募集人から「下りる保険」と言われたので加入した。
- (3)しかし、乗合代理店で本契約の保険証券を見せたところ、思っていたような保険ではなく、掛け捨てに近い保険であることが判明した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から「下りない保険」には加入しないとの要望を伝えられておらず、本契約が「下りる保険」であるとの説明もしていない。
- (2)募集人は、申立人の要望に合致した保険を推奨し、パンフレット等の説明資料を用いて、申立人とその配偶者に対して適切に説明を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人またはその配偶者が「下りる保険」を希望してその意味とともに募集人に伝え、あるいは募集人が本契約が「下りる保険」と説明したとは認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告した。しかし、申立人からは相当期間にわたり回答が無く、和解案を受諾する意思がないものとして、手続を終了した。

- (1)申立人は、募集人が複数の保険会社にわたって転職する都度、募集人を通じて、既契約を解約して新規契約を申し込んでおり、これらの解約した契約は、申立人の理解する意味における貯蓄性を有する商品であったと考えられる。そのうえ、本契約のパンフレットや設計書には貯蓄性を強調する説明も見られることから、申立人が従前と同様の契約であるものと誤解する可能性を考慮し、より丁寧に説明をするべきであった。
- (2)2年間という短期間に続けざまに5本の同種保険に加入していることや、保障の重なりがあること、保険料対年収割合がかなり高率であること、上記のような取引履歴等を考慮すれば、説明が不十分であった可能性が否定できない。